

平成二十年一月十五日受領
答弁第三七九号

内閣衆質一六八第三七九号

平成二十年一月十五日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土返還要求行進に対する外務大臣及び外務省幹部職員の関与に関する再
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土返還要求行進に対する外務大臣及び外務省幹部職員の関与に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねのとおりである。

二から四までについて

御指摘の「面会」（以下「面会」という。）においては、先方からロシア連邦との間の平和条約の締結に関する交渉の推進等に関する要望が述べられたのに対し、それぞれ高村正彦外務大臣及び小池正勝外務大臣政務官から、これらの事項に関する外務省の取組を説明するなどのやり取りがなされ、その内容を記録した文書が作成された。面会において、お尋ねのような依頼がなされた事実はない。

五から八までについて

先の答弁書（平成十九年十二月二十一日内閣衆質一六八第三二九号）二及び三について並びに五から八までについてでお答えしたとおり、外務省としては、御指摘の北方領土返還要求行進は、北方領土返還実現に向けた外交交渉を後押しする国民世論の高揚を図る取組としての意義を有していると考えており、必

要な関与及び協力を行っている。外務省としては、職務として職員を派遣するか否かなどについては、行進の主催者からの要請の有無等を踏まえ、適切に対応したところであり、御指摘のような「齟齬」があるとは考えていない。